



## ビルマ（ミャンマー）・ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業

### 1. 事業概要

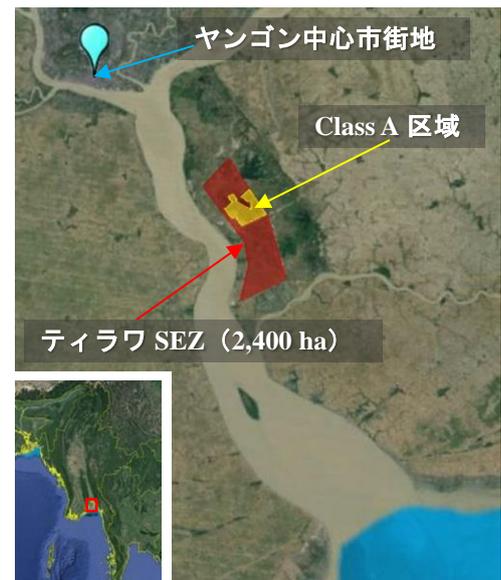
ラングーン（ヤンゴン）中心市街地から南東約 23 キロメートルに位置するティラワ地区約 2,400 ヘクタール（ha）に、製造業用地域、商業用地域等を総合的に開発する事業で、ティラワ経済特別区（SEZ）への入居企業には、改正 SEZ 法（2014 年）の下、50 年間の土地使用権<sup>1</sup>が認められる他、各種インセンティブ<sup>2</sup>が付与される。

同 SEZ 早期開発区域（Class A 区域）396 ha では、現地開発事業体であるミャンマー・ジャパン・ティラワ・ディベロップメント社（MJTD）が工業団地等の開発・販売・運営事業を担い、2013 年 11 月に着工。2015 年半ばまでに一部開業（210 ha<sup>3</sup>）を目指している。残りの約 2,000 ha については、国際協力機構（JICA）が事業性評価、環境影響評価（EIA）、住民移転計画書（RAP）を策定支援中であるが、開発事業体や事業開始時期等の詳細は依然として未定である。

電力<sup>4</sup>、港湾<sup>5</sup>、道路<sup>6</sup>等の関連インフラは、JICA の円借款を活用して整備される予定で、電力・港湾は 2016 年 12 月、道路は 2018 年 7 月の施設供用開始を予定している。

このように、パッケージ型インフラ事業として日本が官民を挙げて進める同事業であるが、大規模な住民移転など、深刻な環境社会影響・人権侵害を伴うことが懸案となっている。2014 年 6 月には、同事業の移転住民らが JICA に異議申立てを行ない、Class A 区域の移転に伴う生計手段の喪失や移転先の住環境の劣化などを指摘し、適切な対応を求めた。

- 場所：・ヤンゴン管区タンリン郡、および、チャウタン郡にまたがるティラワ地区 2,400 ha（東京ドーム約 513 個分）
- ・ミャンマー国際ターミナル・ティラワ港（MITT）<sup>7</sup>に隣接する地域
- ・SEZ 早期開発区域（Class A 区域）＝396 ha（2013 年 11 月着工。2015 年半ばまでに一部（210 ha）開業予定）



(地図) ビルマ・ヤンゴン管区  
ティラワ SEZ 開発事業予定地

<sup>1</sup> 25 年延長オプション付。

<sup>2</sup> 法人税や輸入関税等の免税等。免税期間は対象事業等により異なる。

<sup>3</sup> 早期開発区域の第 1 期開発分は 189 ha、第 2 期分は 138 ha、第 3 期分は 69 ha とされてきたが、MJTD によれば、189 ha に加え、さらに 21 ha を第 1 期の拡張区域として完工予定（<http://mjtd.com.mm/about-us>）。

<sup>4</sup> 変電所、送電線、配電線、発電機、ガス管の設置

<sup>5</sup> 埠頭の整備、土地造成及び舗装・排水（1 パース）、建物建設、クレーン等荷役機械の設置

<sup>6</sup> ヤンゴンとティラワ地区を結ぶ幹線道路の拡幅・整備

<sup>7</sup> ハチソン社（香港）が 25 年間の BOT 方式で供用中（1996～2021 年）

- 事業費： SEZ 開発＝不明<sup>8</sup>  
関連インフラ＝総事業費 307 億 7,700 万円
- 関連実施主体：
  - ・ Class A 区域の開発事業者＝MJTD  
(日緬の民間企業、および、政府機関による共同事業者 (JV))
  - ・ ティラワ SEZ マネージメント委員会 (TSEZMC)<sup>9</sup>
  - ・ ヤンゴン管区政府 (ティラワ SEZ 予定地内の移転・補償)
  - ・ ミャンマー運輸省 港湾公社 (MPA) (港湾関連インフラ)
  - ・ ミャンマー電力省 電力公社、ヤンゴン配電公社 (電力関連インフラ) 等
- 資金供与：
  - ・ 事業実施前の各種調査＝経済産業省 (METI)、国際協力機構 (JICA)
  - ・ 事業実施→SEZ 内 Class A 区域＝JICA 海外投融資  
日本貿易保険 (NEXI) 付保 (検討中)  
→関連インフラ＝JICA 円借款

## 2. 日本の関わり

### <公的機関>

#### ●METI

- ミャンマーにおけるスマート・コミュニティ実施可能性検討調査 (ティラワ SEZ)<sup>10</sup>
  - ・ 2012 年 4 月 21 日 日緬政府「ティラワ・マスター・プラン策定のための協力に関する意図表明覚書 (MOI)」
  - ・ 2012 年 12 月 21 日 日緬政府「ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発のための MoC」
  - ・ 2012 年 5 月～12 月 スマート・コミュニティ実施可能性検討調査 (当初予定)
    - 契約先＝日本工営 (契約金額 38,761,497 円)
    - 基本計画書 (MP) 作成 (8 月末に Pre-MP、2013 年 2 月に最終版完成、6 月に公開)
    - 実施可能性調査 (F/S) 実施 (2013 年 2 月に完成、6 月に公開)

#### ●JICA

- ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発 (Class A 区域) (海外投融資制度<sup>11</sup>による出資)
  - ・ 2013 年 3 月 13 日 第 1 回 経協インフラ戦略会議  
「共同事業者に対しては、環境社会面への配慮等が適切に行われることを前提に、JICA の海外投融資制度による出資の活用を検討する」<sup>12</sup>
  - ・ 2013 年 12 月 11 日 環境レビュー開始 (EIA 公開)
  - ・ 2014 年 4 月 23 日 海外投融資決定＝MJTD への出資 10%
- ミャンマー国用地取得及び住民移転に係る法制度、執行体制、実施能力等に係る調査
  - ・ 2013 年 5 月上旬～2014 年 1 月下旬 (当初予定)
  - ・ 契約先＝日本工営 (契約金額 68,851,650 円)
  - ・ 国際基準を満たす用地取得・住民移転の緬国政府の実施能力に係るレビュー (ケーススタディ)

<sup>8</sup> 日本経済新聞の記事「ミャンマー大型特区受注、三菱商・住商・丸紅など日本連合、インフラ輸出弾み」(2012 年 8 月 1 日付)によれば、総面積 2,400 ha について、「3 千億円規模に達するとの見方がある」。また、日経コンストラクション (2013 年 12 月 9 日号 52～55 ページ)によれば、Class A 区域の「事業費は 170 億円を見込んでいる」。

<sup>9</sup> SEZ 法に基づき設立された、ティラワ SEZ の管理等を担うビルマ政府機関。

<sup>10</sup> 平成 23 年度インフラ・システム輸出促進調査等事業

<sup>11</sup> 政府開発援助 (ODA) の民間向け「海外投融資」制度は、産業界の強い要望で 2012 年 10 月に再開された制度。

<sup>12</sup> 第 1 回会合 (2013 年 3 月 13 日)配布資料 2「ミャンマーについて」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai1/siryoku2.pdf>。メガバンクも共同出資予定。

と改善点の確認等

- ・ 2013年10月下旬に最終報告書案、2013年12月下旬に最終報告書完成（当初予定）

➤ ティラワ経済特別区（SEZ）整備事業準備調査（2,000 ha）

- ・ 2013年9月中旬～2014年8月下旬（当初予定）
- ・ 契約先＝みずほ銀行、みずほ総合研究所、イー・アール・エム日本（契約金額182,749,350円）
- ・ 事業性評価、EIA、RAPの策定支援
- ・ 2014年1月、4月に中間報告書（当初予定）、2014年7月に最終報告書完成（当初予定）

➤ ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1）（円借款）

- ・ 2013年3月28日＝日本政府によるプレッジ（供与限度額200億円）
- ・ 2013年5月26日＝日緬政府による交換公文（E/N）締結（供与限度額200億円）
- ・ 2013年6月7日＝JICA・相手政府機関による融資契約（L/A）締結  
＝総事業費307億7,700万円、借款総額277億1,100万円（うち、今次円借款額200億円）
- ・ 港湾：埠頭の整備、土地造成及び舗装・排水（1バース）、建物建設、クレーン等荷役機械の設置（2015年10月頃、港湾施設一部の供用開始）
- ・ 電力：変電所、送電線、配電線、発電機、ガス管設置（2016年12月、施設供用開始予定）

← ティラワ経済特別区関連インフラ整備事業準備調査

- ・ 2012年7月中旬～2013年5月中旬
- ・ 契約先＝日本工営（契約金額143,595,900円）
- ・ 第一段階＝E/S借款で事業実施（第一期約400haの必要基礎インフラ対象）を念頭に調査
- ・ 11月に中間報告書（非公開）、2013年5月に最終報告書完成（公開）

← ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業準備調査

- ・ 2012年7月上旬～2013年5月下旬
- ・ 契約先＝一般財団法人国際臨海開発研究センター、日本工営（契約金額215,894,700円）
- ・ ヤンゴン本港及びティラワ地区港の役割分担等基本方針の検討、港湾運営に係るPPPスキームの適応可能性等の検討等
- ・ 11月に中間報告書（非公開）、2013年5月に最終報告書完成（公開）

➤ ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ2）（円借款）

- ・ 2014年9月5日＝JICA・相手政府機関による融資契約（L/A）締結  
＝総事業費不明、借款額46億1,300万円
- ・ ヤンゴンとティラワ地区を結ぶ幹線道路の拡幅・整備（2015年11月、施設供用開始予定）

➤ その他関連事業

- ・ ヤンゴン都市圏上水整備事業（2014年9月5日、236億8,300万円の借款契約）  
＝ティラワSEZを含むヤンゴン都市圏における上水道施設を拡充

●輸出信用機関（ECA）＝NEXI

➤ 日本企業によるSEZ開発（Class A区域）の支援（付保）（検討中）

- ・ 2013年3月13日 第1回 経協インフラ戦略会議  
「日本企業による出資は、NEXIの投資保険の活用も検討」<sup>13</sup>
- ・ 2014年6月3日 Class A区域に関する環境レビュー開始（検討中）

<民間企業>

●住友商事、丸紅、三菱商事

---

<sup>13</sup> 上記「脚注12」と同様

- SEZ 開発 (Class A 区域)
  - ・ 2012年夏～事業化調査 (F/S)
  - ・ 2013年4月18日 MMST有限責任事業組合の設立 (出資金額2億9,400万円、3社均等)
  - ・ 2013年9月 SEZ 開発 (Class A 区域) の F/S、環境影響調査 (EIA) 完了
  - ・ 2013年10月29日 MMST、TSEZMC、ミャンマー・ティラワ SEZ ホールディング (MTSH)<sup>14</sup>が MJTD 設立合意文書署名 (ミャンマー51%、日本 49%)
  - ・ 2014年1月 MMST、TSEZMC、MTSH が MJTD 設立  
出資比率 (同年 4 月時点) =MMST 3 社均等出資 39%、JICA 10%、TSEZMC10%、MTSH41%

●メガバンク (三菱東京 UFJ、みずほ、三井住友)

- SEZ 開発 (Class A 区域)
  - ・ 2014年内 MJTD出資比率数% (商社出資分の一部肩代わり) 2億円弱を拠出予定<sup>15</sup>

●その他企業

- SEZ 開発 (Class A 区域)
  - ・ 2013年10月 五洋建設とビルマ・サンタック社とのコンソーシアムが造成工事請け負い
  - ・ 2014年3月 給水配管及び上下水処理設備建設工事をクボタが五洋建設から受注
  - ・ 2014年5月～ MJTD、Class A区域の土地使用権の販売開始 (約40区画)  
テナント企業=工場建設を決めた計21企業のうち、日本企業は最多で9社<sup>16</sup>  
その他は、米<sup>17</sup>、台湾、タイ、中国、スウェーデン、香港、オーストラリアの企業とビルマ企業1社

<タスクフォース (TF) (パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合 主導) >

●ミャンマーに関する官民連携 TF

- ・ 関連省庁=内閣官房、総務、法務、外務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交
- ・ 関係機関・団体=JICA、JBIC、日本貿易振興機構 (JETRO)、NEXI、石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)、新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)、日ミ協会、日本財団、経団連/日商等関連団体

●ティラワ開発 TF=内閣官房、総務、外務、財務、経産、国交

3. 主な経緯

年月日	
1980年代～	ビ・工業省 1、タンリン郡で土地の強制収用
1990年代～	ビ・建設省 居住区・住宅開発省 (DHSHD)、タンリン郡で工業団地計画 (1,280 ha) (中国支援)
1995年	現 MITT 付近で土地の強制収用
1996年	香港・ハチソン社、MITT の供用開始
1996～97年	タンリン郡、チャウタン郡で土地の強制収用
2007年3月	「タンリン、チャウタン両郡付近でビ政府当局による土地の強制収用。タンリン郡の農民が農地を失い、付近の貯水池で飛び込み自殺」とのレポート <sup>18</sup>
2012年4月21日	外務、経産、ビ・国家計画・経済開発省と「ティラワ・マスター・プラン策定のた

<sup>14</sup> 2013年5月3日、ビルマの民間企業9社が設立。

<sup>15</sup> MMST のパワーポイント発表資料「ティラワ経済特区の開発状況について」(2013年10月30日付)。また、日本経済新聞の記事「3メガ銀、ミャンマー特区会社に出資 日系の進出後押し」(2014年12月3日付)。

<sup>16</sup> 江洋ラヂエーター、フォスター電機など

<sup>17</sup> ボール・コーポレーション

<sup>18</sup> <http://www.shanland.org/oldversion/index-1767.htm> (2013年3月確認)

	めの協力に関する意図表明覚書 (MOI)」
2012年4月27日	開発協力適正会議第4回 (臨時会合)、円借款予定の準備調査2案件について協議
2012年5月～	METI、「スマート・コミュニティ実施可能性検討調査」開始
2012年5月	JICA、「ティ SEZ 関連インフラ整備事業準備調査」TOR 確認ミッション
2012年6月21日	日本貿易振興機構 (JETRO)、情報連絡会の設立
2012年7月～	JICA、「ティSEZ関連インフラ整備事業準備調査」開始
2012年7～8月頃	日本政府、官民連携 TF、ティラワ開発 TF 立ち上げ
2012年8月末	METI、「スマート・コミュニティ実施可能性検討調査」Pre-MP 完成、F/S 開始
2012年10月21～22日	JETRO/日本ミャンマー教会、ティラワ現地視察・説明会
2012年11月	JICA、「ティ SEZ 関連インフラ整備事業準備調査」中間報告 (非公開)
2012年11月19日	日本政府、500億円の円借款供与に関するプレッジ (ティラワ開発関連、その他)
2012年12月	ビ政府、突然、説明もなしにタンリン郡アルワンソ村の農地 600 エーカー強 (SEZ 2,000 ha 内) への近隣のザマニ貯水池からの灌漑用水供給 (乾季の水田耕作用) を停止
2012年12月21日	日緬両国政府、ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発のための協力覚書 (MoC) への署名及びティラワ SEZ 調整委員会 <sup>19</sup> 第1回会合の開催
2012年12月下旬	タンリン郡、住民に口頭による立ち退き通告 (説明会)
2013年1月31日	タンリン郡、チャウタン郡、14日以内の立退きを求め、立ち退かない場合に30日間拘禁すると記した書面を複数村の各戸に通知 (約900世帯)
2013年2月8日	アルワンソ村 (タンリン郡) の住民、「ティラワ SEZ に関するタンリン郡の通知を拒否」する旨を記したレターをテインセイン大統領に提出
2013年2月11日	日本政府、ビ政府当局に対し、MoCに基づき、住民への説明会の実施を含め、「国際的な環境基準」に沿った開発を要請
2013年2月14日	チャウタン郡にて、ヤンゴン管区政府、TSEZMC、第1回移転措置に関する住民協議
2013年2月26日	ティラワSEZ対象地域内6地域の住民グループ (ティラワ社会開発グループ: TSDG)、適切な対応を求めるレターをTSEZMCに提出
2013年2月26日	開発協力適正会議第8回、ティラワSEZ開発について協議
2013年2月	METI、「スマート・コミュニティ実施可能性検討調査」MP、F/S 完成
2013年3月7日	TSDG、JICA環境ガイドライン遵守と地元住民への配慮の必要性を訴えるレターを日本政府・JICAに提出
2013年3月13日	第1回経協インフラ戦略会議、ティラワ SEZ 開発に対する JICA 海外投融資制度の活用、および、NEXI の支援を検討する方針確認
2013年3月28日	日本政府、510億5,200万円 (限度) の円借款供与に関するプレッジ (うち「ティラワ地区インフラ開発計画 (フェーズ1)」には200億円)
2013年3月29日	第1回日・ミャンマー政府間モニタリング会合「ティラワ経済特別区の開発における住民移転問題も取り上げ、日本側より適切な対応を求めたのに対し、ミャンマー側からは、国際的な水準を尊重して適切に対応するとの説明」
2013年4月1日	JICA環境社会配慮助言委員会 第35回全体会合、ティラワSEZ開発について協議
2013年4月4～26日	ヤンゴン管区政府、立ち退き対象住民に関する調査 (同調査について、また、カットオフ・デートを4月4日に設定したと説明があったのは、後日6月11日の住民協議)
2013年4月8日	ティラワSEZ開発 (Class A区域) に関するEIA住民協議 (スコーピング案説明)
2013年4月18日	日本企業、MMST有限責任事業組合設立。SEZ開発 (420ha) に関するF/S、EIA実施
2013年5月2日	TSDG、雨季の始まりに伴う耕作開始を通告するレターをヤンゴン管区政府に提出
2013年5月10日	JICA環境社会配慮助言委員会 第36回全体会合、ティラワSEZ開発について協議
2013年5月10日	参議院「政府開発援助等に関する特別委員会」、ティラワSEZ開発に関する審議

<sup>19</sup> 経済産業審議官とティラワ経済特別区マネジメント委員会委員長が共同議長。

2013年5月19日	TSEZMC委員長、移転措置に関する住民への説明
2013年5月20日	ティラワ地区インフラ・港湾事業対象地域の住民グループ、住民との協議・合意無しに事業を推進することを止めるよう警告するレターを港湾公社（MPA）に提出
2013年5月25日	安倍首相、訪緬中に、ティラワ SEZ 開発予定地視察
2013年5月26日	日緬政府、510億5,200万円（限度）の円借款供与に関する交換公文（E/N）締結（うち「ティラワ地区インフラ開発計画（フェーズ1）」には200億円）
2013年6月	METI、「スマート・コミュニティ実施可能性検討調査」MP、F/S 公開（完成=2月）
2013年6月7日	JICA、「ティラワ地区インフラ開発計画（フェーズ1）」円借款 L/A 締結
2013年6月10日	ティラワ地区インフラ・港湾事業対象地域の住民グループ、住民との協議・合意無しに事業を推進することを止めるよう警告するレターをJICAに提出
2013年6月11日	チャウタン郡にて、ヤンゴン管区政府、TSEZMC、移転措置に関する第2回住民協議
2013年6月25日	開発協力適正会議第10回、ティラワSEZ開発について協議
2013年8月	JICA、ティラワSEZ整備事業（2,000 ha）協力準備調査に関する公示
2013年8月23日	ティラワSEZ開発（Class A区域）に関するEIA住民協議（EIA報告書案説明）
2013年9月	MMST、Class A区域に関するF/S、EIA完了
2013年9月21日	チャウタン郡にて、ヤンゴン管区政府、TSEZMC、移転措置に関する第4回住民協議（移転行動計画：RWPのアウトライン配布←9月30日までコメント受付期間）
2013年9月25日頃～	Class A区域の移転世帯からの合意署名取り付け開始
2013年9月30日	TSDG、JICAにレター提出。Class A区域での合意・協議に係る問題等の情報提供と面談依頼
2013年10月15日	TSDG、JICAビ事務所との会合（ヤンゴン郊外）
2013年10月25日	Class A区域からの移転世帯の補償受け取り開始（分割払）
2013年10月29日	MMST、TSEZMC、MTSH、日緬共同事業体（MJTD）設立合意文書署名
2013年10月29日	TSDG、JICAにレター提出。Class A区域での合意に係る問題等の追加情報の提供（←JICAからの回答なし）
2013年11月1日	JICA環境社会配慮助言委員会 第41回全体会合、ティラワSEZ開発について協議
2013年11月4～22日	移転計画（RWP）
2013年11月8日	Class A区域からの移転期限延期
2013年11月25日	JICA環境社会配慮助言委員会 ワーキング・グループ会合、ティラワSEZ開発について協議
2013年11月25日	TSDG、TSEZMCにRWPレポートの公開等に関するレター提出
2013年11月30日	ティラワSEZ起工式
2013年12月2日	JICA環境社会配慮助言委員会 第42回全体会合、ティラワSEZ開発について協議
2013年12月11日	JICA、Class A区域に関する環境レビュー開始（EIA公開）
2014年1月	MMST、TSEZMC、MTSHがMJTD設立
2014年1月中旬～	Class A 区域からの移転住民に対する職業訓練 開始
2014年1月27日	TSDG、JICAにレター提出。Class A区域内外の現状に係る情報提供と面談依頼（2月6、もしくは、7日）（回答期限1月31日まで）
2014年2月3日	JICA、TSDGに対し電話での口頭回答「（10月29日レターは）JICA東京事務所が（ヤンゴン事務所に）返事をしてきていない。」「ミ政府が継続的に住民の生計手段や職業訓練に対応している。」
2014年2月5日	TSDG、JICAにレター提出。JICAの書面回答を要求（回答期限2月13日まで）（←JICAからの回答なし）
2014年2月15日	ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者トーマス・キンタナ氏、ティラワSEZ開発Class A区域の移転地訪問。最大の課題の一つが、長期的な生計支援の提供であることを確認（同年2月19日記者会見）
2014年4月7日	TSDG、JICAにレター提出。これまでの経緯・懸念と再度の面談依頼（4月23～25

	日) (回答期限4月11日まで)
2014年4月23日	JICA、Class A区域に対する海外投融資(出資)供与を決定
2014年4月28日	JICA、TSDGに対し電話での口頭回答「ミ政府がしっかりと対応している。」
2014年4月30日	TSDG、JICAにレター提出。JICAの書面回答とJICAガイドライン遵守状況の説明を要求
2014年5月9日	JICA環境社会配慮助言委員会 第47回全体会合、ティラワSEZ開発について協議
2014年5月12日	参議院「決算委員会」、ティラワ SEZ 開発に関する審議
2014年5月19日	MJTD、Class A 区域の土地使用権の販売開始
2014年5月28日	JICA、TSDGに対し電話 「5月30日の面談に招待」
2014年5月29日	TSDG、JICA にレター提出。5月30日の面談の延期、もしくは、日本での面談を提案
2014年6月2日	TSDG メンバー3名が申立人となり、JICA に異議申し立て (JICA 東京本部)
2014年6月3日	NEXI、Class A 区域に関する環境レビュー開始 (同年10月時点で検討中)
2014年6月6日	JICA 異議申立審査役、TSDG 申立人に対する受理通知。予備調査開始
2014年6月6日	TSDG、JICA と会合 (JICA 東京本部)
2014年6月6日	衆議院「外務委員会」、ティラワ SEZ 開発に関する審議
2014年6月23日	TSDG、JICA にレター提出。面談提案
2014年6月30日	ティラワ SEZ 開発 (2,000 ha) に関する戦略的環境アセスメント (SEA) ステークホルダー会合
2014年7月4日	JICA 審査役、TSDG 申立人に対する予備調査検討結果通知。本格調査開始
2014年7月8日	TSDG、ビ政府当局、JICA 第1回三者協議 (チャウタン郡)
2014年7月16~20日	JICA 審査役、現地調査
2014年7月25日	ティラワ SEZ 開発 (2,000 ha) に関する EIA 住民協議 (スコーピング案説明)
2014年8月18日	TSDG、JICA にレター提出。フォローアップの面談提案
2014年8月25日	TSDG、ビ政府当局、JICA 第2回三者協議 (チャウタン郡)
2014年9月5日	JICA、「ティラワ地区インフラ開発計画 (フェーズ2)」借款契約締結
2014年9月26日	TSDG メンバー1名 (異議申立人) ヘタンリン郡警察署から出頭命令。ミャンマー刑法第447条「不法侵入罪」容疑。同日仮釈放
2014年11月4日	JICA 審査役、異議申し立てに係る調査報告書を JICA 理事長に提出
2014年12月1日	JICA 事業担当部、JICA 審査役の報告書に対する意見書を JICA 理事長に提出
2014年12月3日	TSDG メンバー3名 (申立人)、JICA 審査役へ報告書に対する意見書を提出
2015年半ば	Class A区域の一部開業予定
2015年10月	ティラワ地区関連インフラ・港湾施設一部の供用開始予定
2016年12月	ティラワ地区関連インフラ・電力・港湾の施設供用開始予定
2018年7月	ティラワ地区関連インフラ・道路の施設供用開始予定

#### 4. 懸念される環境社会影響

##### (1) SEZ 開発予定地からの立退きと合意形成プロセスにおける脅迫・嫌がらせ

SEZ 内の住民移転について一義的責任を負うヤンゴン管区タンリン郡、および、チャウタン郡は、2013年1月31日付で、ティラワ SEZ 開発予定地 (2,400 ha) 内の各戸に立退き通告を貼付した。その書面の内容は、「14日以内に立ち退くこと。立退かない場合には30日間拘禁する」というもので、住民を「不法占拠者 (スクオッター)」とみなし、移転・補償措置は一切提示されていなかった。住民によれば、この通告を受けたのは901世帯 (1017家族、3,869個人) にものぼる (下表参照)<sup>20</sup>。タンリン郡の多くの住民は、2012年12月下旬、当局の口頭による一方的な説明で初めて立退きについて知ら

<sup>20</sup> 数字は2013年4月時の住民による収集データに基づく。

され、そのたった1ヶ月後に同通告を受領。その他の住民は、当局が同通告を貼付するまで、立退きについて一切知らない状況だった。

表：立ち退き通告を受領した地域と影響について（※数字は2013年4月時の住民による収集データ）

村名（地域名）	世帯数	農民数	農地 (ha)	過去の土地収用	備考
<b>タンリン郡による立ち退き通告（2665.39エーカー<sup>21</sup>＝約1079 ha）</b>					
Alwan Sot	476	118（さらに61名が畑作に従事、4名が魚養殖に従事）	428（さらに72 haが畑地、0.8 haが養殖池）	1980年代の立ち退きでは、居住ロット <sup>22</sup> 提供のみ。1990年代の立ち退きでは、居住ロット、および、20,000チャット／エーカー <sup>23</sup> の農地補償。その後、開発が進まなかったため、同地に残り、農業を継続してきた住民が多い。（以下、他地域も同様の状況）	・村のほぼ全域がSEZ対象地域。僧院等は立ち退き通知を受けていないが、住民が立ち退いた後の僧院の在り方を指摘する声もある（周辺住民がいてこそその僧院）。 ・すでに乾季の水田耕作に必要な灌漑用水の供給を今期から止められている <sup>24</sup> 。
Pha Ya Kone	115	29	52		
<b>チャウタン郡による立ち退き通告（4233.19エーカー<sup>25</sup>＝約1713 ha）</b>					
Thida Myaing Kwat Thit	73	74	432	1996～97年にKayat村から立ち退き。現Thida Myaingに居住ロット提供、および、農地補償。	村の農地部分がSEZ対象地域。年間1回の水田耕作（雨季のみ）。  Phalan＝さらに50名が畑作に従事（30＝野菜のみ、20＝工場等労働の兼業）
Tat Ya Kone	71	78（うち約40＝米、約30＝野菜）	298	1996～97年にTat Ya Kone村から立ち退き。現Shwe Phy Thar Yar 2、3に居住ロット提供、および、農地補償。	
Thilawa Kone Tan	41	18	61	1995年にThilawa村（現MITT付近含む）から立ち退き。現Shwe Phy Thar Yar1に居住ロット提供、および、農地補償。	
Phalan Aye Mya Thida	125	44	149	1996～97年にPhalan村から立ち退き。現Aye Mya Thidaに居住ロット提供。農地補償は受けた農民とそうでない農民がいる。	
<b>計</b>	<b>901</b>	<b>361</b>	<b>1420</b>		

この強引なプロセスを問題視した住民・NGOの働きかけ<sup>26</sup>により、2013年2月11日、日本政府はビルマ政府当局に対し、「MoC（2012年12月）に基づき、住民への説明会の実施を含む『国際的な環境基準』に沿った開発」を申し入れ<sup>27</sup>。その結果、あまりに急な強制移転という最悪の事態は回避され、それ以降は当面、Class A区域の移転・補償計画の策定がなされることになった。

しかしその後も、Class A区域の移転・補償「合意」プロセスにおいて、下記のような脅迫・嫌がらせのケースが報告されている。

<sup>21</sup> 2013年1月31日付け立ち退き通告の書面

<sup>22</sup> 40フィート x 60フィートの面積。約223平方メートル。以下、世帯毎に提供された居住ロットの面積は90年代以降も同様。こうした居住ロットは、当時の農業費用や災害時（2008年ナルギス）等、現金の入用時に売り払ってしまったケースが多く見られる。また、次世代世帯の増加に伴い、親世代等が農地付近に居住するケースも多く見られる。

<sup>23</sup> 当時、1米ドル200チャット程度。つまり、当時の農地補償金は1平方メートル当たり約0.025米ドル。現在、当該地域周辺では外部者による土地投機が始まっており、地価が高騰。例えば、現地紙The Street View Journal（2013年2月4日付）に出された土地売却に関する記事によれば、1エーカー当たり2億チャットに高騰している。

<sup>24</sup> 同村の住民によれば、少なくとも、同村の農地約142ヘクタールは、通常、乾季でも水田を営むことが可能（12月～4月頃）。その他の農地は、雨季のみ作付可能（5月～11月頃）。

<sup>25</sup> 2013年1月31日付け立ち退き通告の書面

<sup>26</sup> 2013年2月8日付で、タンリン郡アルワンソ村の住民は「ティラワSEZに関するタンリン郡の通告を拒否」する旨を記した書簡をテインセイン大統領に提出。同日付で、メコン・ウォッチも日本政府・JICAに対し、強制排除やその他の人権侵害が起こらないよう、早急にビルマ政府側に申し入れるよう緊急要請書を提出した。

<sup>27</sup> 2013年2月26日開催、開発協力適正会議 第8回会議録

- ・ 2013年9月21日、「土地に対する補償を求めるなら、裁判所へ行くように」との説明が、住民協議会の場で政府当局からなされた。これは、長年の軍事政権下で裁判での勝ち目がないと認識している住民らにとっては、脅迫に等しい。
- ・ 2013年9月末、移転・補償計画書が最終化されないうちに、政府当局がClass A区域の移転対象住民から合意文書への署名を取り付け始めた。そのなかで、村長などの役人が各戸を訪問し、「移転・補償合意文書に署名しなければ、家がブルドーザーで壊されるだろう。」など、脅迫とも受け取れる発言をしたケースが複数報告されている。
- ・ 2013年10月2日、Class A区域の移転対象住民に対する説明会の場で、「JICAに要請書を出した住民21名<sup>28</sup>を訴える」という趣旨の発言が、ヤンゴン管区政府高官によりなされた。
- ・ 2014年9月26日、JICAへの異議申立人の1人であり、移転先での生活維持が困難なことから、現在もClass A区域での生活を続けている家族が、地元タンリン郡警察署に出頭を命ぜられ、ビルマ刑法第447条「不法侵入罪」の容疑で一時逮捕された。同日夜に2名の保証人の下、保釈されたが、今後、警察が送検・起訴した場合、最悪3ヶ月間の禁固刑に処される可能性がある。

## (2) 適切な移転・補償措置の欠如と生計手段の喪失・住環境の悪化

Class A区域の着工とともに、2013年11月から12月にかけて、すでに68世帯(約300人)が立退きを強いられた。当局は、補償措置として、家屋、他建設物、作物(コメ・野菜・樹木)、牛・水牛、不労期間補償、移転支援、通勤費、転校支援、移転協力費、社会的弱者支援等に対する金銭補償、そして、職業訓練、就業機会の斡旋等の生計回復支援を計画したが、多くの住民は、用意された移転地で農地や日雇いの仕事など、生活の糧を失ったまま、代替の生計手段を見つけることができず、以前より苦しい生活を余儀なくされている。受け取った補償金を使い切り、借金を余儀なくされている世帯、また、最終的には、家屋を売却して移転地を後にする世帯も出ており、現在、移転地に残っている37家族(2014年12月時点)の多くも、借金を抱えながら、何とか生活を続けているのが現状だ。

移転前に日雇いの仕事をしていた世帯は、約6キロ強離れた移転地から元の仕事場への交通費が嵩み、純益が減ってしまうため、元の仕事を続けられず、住み慣れない移転地で、新たな日雇い仕事を見つけることも難しい。また、以前は家の周辺で野菜等を作ってきた世帯が少なくなかったが、移転地で各世帯が提供された116平米の区画はお互いに密接しており、野菜等を植える場所も十分に確保できていない。

農家は土地に対する補償も代替農地も提供されておらず、作物に対する補償金のみを受領した<sup>29</sup>。数ヶ月は手元に幾ばくかの補償金が残っている世帯もあったが、農地を失い、コメを作ることも家畜を飼育することもできなくなったため、新たな生活の糧をみつける必要がある。

移転地での問題は、生計手段の喪失にとどまらない。以前の場所では、近隣の溜池や井戸で清潔な飲料水を確保できていたが、移転地内に用意された井戸の水は、泥の混じった茶色の水、あるいは、藻の浮いているような水で、飲料には適さない。それでも、ミネラル・ウォーター等を購入する資金がない家族は、そうした水を飲まざるを得ない状況にあり、特に子どもの健康面での懸念が膨らんでいる。また、移転地の排水施設が不十分で、特に雨季に居住区画が洪水になる可能性も指摘されている。

今後、ティラワSEZの残り2,000ヘクタールの開発では、さらに1,000家族以上(約4,000人)が移転を迫られることになっており、同様の影響を受けることが懸念される。

また、タンリン郡の農民約70~80名は、ティラワSEZ(2,000ha)内に位置する600エーカー強で、乾季も稲作を営んできたが、2012年12月に近隣のザマニ貯水池からの灌漑用水を政府当局に止められ、

<sup>28</sup> 2013年9月30日付で、住民グループがJICA高官との緊急会合を要請する書簡をJICAに提出。

<sup>29</sup> コメは1エーカー当たり収穫6年分(25万チャット×6=150万チャット)。野菜・立木は収穫4年分(価格は種類による)。

すでに乾季 2 回分の収入機会を喪失した。しかし、当局による説明や補償等は一切なされていない。

関連インフラ事業である港湾の建設によっても、内湾河川沿いで暮らす漁民の生計手段に影響が及ぶことが懸念されている。住民によれば、ベイパウク地域の少なくとも140家族が漁業を生業としているが、これまで漁民に対する住民協議や補償措置は検討されていない。

### (3) EIA、移転・補償計画書<sup>30</sup>の策定過程における適切な情報公開・住民参加の欠如

2013年4月8日と8月23日にClass A 区域におけるEIAのステークホルダー協議が開催されたが、出席者は各々31名ずつで、政府関係者と事業実施主体の関係者でほぼ占められていた。住民の参加は2回目の1名しか記録がない<sup>31</sup>。両協議の議事録を見ても、発言者が政府関係者のみであったことが確認できる。また、EIAは一部しかビルマ語に訳されておらず、EIAの策定において、住民の適切な参加は確保されていなかった。

Class A 区域における移転・補償計画書については、公開の住民協議が4回実施されたが、当局側の一方的な説明に終わることが多く、住民側が意見を述べても、それが計画に反映されることはなかった。また、2013年9月、移転・補償計画書ドラフト版の要約しか公開されていない段階で、移転・補償合意文書への署名が開始され、同年11月には、ドラフト版全文に対するパブリック・コメント受付期間中にすでに実際の移転作業（補償支払い、家屋の建築）が開始されるなど、移転・補償計画が最終化する前に補償合意内容が既成事実化されてしまった。こうした状況のなか、移転・補償計画書の公開場所・期間、閲覧方法に関する住民への周知も十分ではなく、移転後ですら、同計画書を閲覧した住民はひと握りに留まる。

## 5. 問題解決に向けた提言

### 提言 1: ティラワ SEZ 対象地域の土地権利関係の精査と適切な土地補償措置の確保

ヤンゴン管区政府当局は、軍事政権時代の同地域における土地収用の経緯<sup>32</sup>から、住民を「不法占拠者」とみなし、土地そのものに対する補償措置は不要だとしている。しかし、過去の土地収用、ならびに、2013年の土地収用がビルマの関連法に則ったものであるか精査する必要がある。

まず、1894年土地収用法では、政府が官報で土地収用に関する告示を行ない、住民への情報通知がなされた上で、住民に異議申立て（告示後、30日以内）、あるいは、補償を要求する権利が付与されている。また、2012年農地法では、6ヶ月以内に当該地が利用されない場合は、中央農地法管理委員会が農地を収用し、当該地を元の利用者に返還すると規定している。

JICA、および、関連企業は、まず、同SEZ事業の対象地域全体における過去、および、2013年の土地収用に係るビルマ関連法規の遵守・違反について、ビルマ政府の説明を聞くのみでなく、独立した法的分析を行なうべきである。また、ティラワSEZ対象地域の土地所有権が農民に帰する場合は、政府

<sup>30</sup> Class A 区域のEIA、および、移転・補償計画書は、JICA ホームページで公開している

([http://www.jica.go.jp/english/our\\_work/social\\_environmental/id/asia/southeast/category\\_a\\_b\\_fi.html](http://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/southeast/category_a_b_fi.html))

<sup>31</sup> メコン・ウォッチの聞き取りによれば、この住民1名も、協議の当日、会場前で物売りをしたいところを突然声をかけられ、協議に出席したとのことで、協議の内容等、詳細については理解できておらず、意味ある参加であったとは言い難い。

<sup>32</sup> 1980年代の工業省1による土地収用時は、居住区のみ（40×60平方フィート。約222平方メートル）が提供され、1997年の建設省・居住区住宅開発庁による土地収用時は、居住区（上記と同面積）、および、1エーカー当たり20,000チャット（約4,046平方メートル当たり約2,000円）の農地補償が供与された。しかし、その後、開発が進まなかったため、同地に残り、税金を支払いながら、農業を継続してきた住民が多い。提供された居住区は、当時の農業費用や災害時（2008年ナルギス）等、現金の入用時に売り払ってしまったケースが多く見られる。また、次世代世帯の増加に伴い、親世代等が農地付近に居住するケースも多く見られる。

当局による土地に対する適切な補償措置（代替の土地提供の可能性を含む）を確保すべきである。

### **提言 2：生活悪化を回避するための移転・補償措置の改善**

JICA、および、関連企業は、ビルマ政府当局が移転住民とともに、以下を実施するよう働きかけ、支援を行なうべきである。

- ・ 補償金（作物、家畜等）の適切な水準を見直し、支払い済みの補償についても、それに準じて対応すること
- ・ 新たな生計回復支援計画を早急に策定・実施すること
- ・ 移行期間中の当座の財政的補助を十分に提供すること
- ・ 移転地の壊れている水ポンプの修理、および、清潔な水の提供を早急に行なうこと
- ・ 移転地の住宅等の状況調査を実施し、また、洪水が起きやすい状況や排水システムの不備等への早急な対処を行なうこと

### **提言 3：当局の脅迫等に関する精査と意味ある住民参加の場の確保**

JICA、および、関連企業は、まず、長年の軍事政権下で、政府当局の言質を受け入れるしかない住民が依然として多いビルマの政治・社会背景を十分に考慮しながら、当局による脅迫・嫌がらせに関するケースの事実関係の確認・対処を行なうべきである。

また、Class A 区域の開発に伴い起きている既存の問題を迅速に解決するため、そして、残りの 2,000 ha 区域の開発で同様の問題が繰り返されることのないよう、ビルマ政府当局に以下を実施するよう働きかけ、支援を行なうべきである。

- ・ 移転住民が、脅迫等のない形で、事業のあらゆる意思決定の段階（計画やモニタリング）において意味ある参加ができるよう確保すること
- ・ 政府当局、住民、JICA、出資・入居企業間のコミュニケーション・メカニズムを立ち上げ、参加すること

ビルマ政府当局が上述の提言 1 から 3 に掲げた措置を実施しない場合、JICA、および、関連企業は、Class A 区域における出資・入居等の関与を停止する、もしくは、2,000 ha への関与を行なわない意向を伝えるなど、毅然とした対応が必要である。

（以上）